

★キャリアアップ助成金の拡充

平成28年2月10日からキャリアアップ助成金の支給額が拡大されました。

【正規雇用等転換コース】()内は中小企業以外

- ① 有期⇒正規 1人当たり **60万円(45万円)**
- ② 有期⇒無期 1人当たり **30万円(22.5万円)**
- ③ 無期⇒正規 1人当たり **30万円(22.5万円)**

【多様な正社員コース】

- ① 有期⇒多様な正社員 1人当たり **40万円(30万円)**
(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)
- ② 無期⇒多様な正社員 1人当たり **10万円(7.5万円)**
- ③ 多様な正社員⇒正規 1人当たり **20万円(15万円)**

※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新設した場合1事業所当たり**10万円(7.5万円)加算**

【人材育成コース】OFF-JTに係る経費助成の上限額

- 100h未満 1人当たり **15万円(10万円)**
- 100h以上 200h未満 1人当たり **30万円(20万円)**
- 200h以上 1人当たり **50万円(30万円)**

★雇用保険料率改正

今月から雇用保険料が変わります。28年度の雇用保険料率は以下のとおりになります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
農林水産 ・清酒製造	5/1000	8/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000

★その他の改正

3月の国会で決まったのは、雇用保険関係の改正が多いのですが、主に次のとおりです。

- ① 65歳以降に新しく雇用される者も雇用保険加入対象とする。退職した場合は、高年齢求職者給付金を支給する。(平成29年1月1日施行)
- ② 64歳以上の者の雇用保険料免除は廃止
(平成32年4月1日施行)
- ③ 介護休業給付金の支給率を67/100に引き上げ
(平成28年8月1日)

その他、育児介護休業に伴う法改正がありました。

★「残業80時間」監視強化

4月1日厚生労働相は、1か月の残業が100時間に達した場合に行っている監督署の立ち入り調査を「80時間を超える残業のある事業所を対象を広げる」と表明。一人でも80時間を超えると疑われる従業員がいると調査の対象となり、年約2万の事業所が対象となる予定だ。

昨年東京と大阪にブラック企業対策「過重労働撲滅特別対策班」を置き、各47の都道府県には長時間労働を監視、改善を指導する「特別監督管理官」を一人ずつ配置した。

現在の残業時間規制としては、限度時間を超える場合には36協定に特別条項を付ければ良く、実質的には残業時間の上限が決まっていないのが現状。経団連の会長は「長時間労働は企業の生産性向上の阻害要因だ」として会員企業に一段の改革を進めるよう求めている。ただ、人手不足の現場ではかえって『隠れ残業』が増えるのではと懸念している。

★「産業医」重み増す役割

産業医は従業員50人以上の事業所で選任が義務づけられており、従業員の健康診断の実施や指導、長時間労働者への面接などが主な役割だ。

産業医制度は1972年の労働安全衛生法の施行に伴い始まった制度で、当初は工場から出る有害物質などの管理や結核などの集団感染防止を目的として設置された「工場医」だった。

最近では、メンタルヘルスの不調や生活習慣病をいかに防ぐか、闘病しながら働き続けられる職場環境は～と複雑化して、『攻めの健康管理』が求められている。



花水木
はなみずき